

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年8月10日

【四半期会計期間】 第75期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055-275-7521

【事務連絡者氏名】 常務取締役 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

【電話番号】 03-5908-0161

【事務連絡者氏名】 常務取締役 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第1四半期 連結累計期間	第75期 第1四半期 連結累計期間	第74期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年6月30日	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	11,919	13,441	55,168
経常利益 (百万円)	351	814	3,791
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	388	519	2,836
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	343	589	3,054
純資産額 (百万円)	21,250	23,891	23,697
総資産額 (百万円)	59,676	59,740	61,854
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	19.14	25.48	139.52
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	19.07	25.33	138.77
自己資本比率 (%)	34.2	38.5	36.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当第1四半期連結累計期間においては、米国政権の保護主義的政策への懸念は残るものの、世界経済は総じて好調に推移しました。当社を取り巻く事業環境においては、引き続き日本、米国のインフラ関連投資に加え、回復基調の中国を含む世界各地での設備投資需要が堅調に推移しました。

5カ年の中期経営計画の3年目を迎え、当連結会計年度は、これまでの基盤強化のフェーズから、本格的な成長フェーズへ移行してまいります。当期間においては、旺盛な投資需要により順調なスタートを切ることができました。

当第1四半期連結累計期間の売上高は、昨年度から継続する旺盛な需要を捉えるべく、増産体制を継続した結果、対前年同期比12.8%増収の13,441百万円となりました。利益面では、新基幹システム稼働による償却費等の負担はあったものの、好調な売上に支えられ営業利益は992百万円（前年同期比84.4%増）、経常利益は、814百万円（前年同期比131.5%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は519百万円（前年同期比33.6%増）と各利益共、大幅な増益となりました。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高(前年同期比)	営業損益(前年同期比)
日本	7,110百万円 (19.9%増)	1,361百万円 (13.2%増)
米州	6,043百万円 (10.2%増)	6百万円 (前年同期は78百万円の営業損失)
中国	1,607百万円 (14.5%増)	190百万円 (21.5%増)
アジア	1,425百万円 (75.4%増)	219百万円 (前年同期は16百万円の営業損失)
欧州	611百万円 (25.0%増)	5百万円 (前年同期は6百万円の営業損失)
その他	500百万円 (4.2%増)	5百万円 (前年同期は11百万円の営業損失)

(日本)

国内・輸出共に、足もとではインフラ関連及び民間設備投資共に旺盛な需要が継続しました。その結果、売上高は7,110百万円（前年同期比19.9%増）、営業利益は1,361百万円（前年同期比13.2%増）となりました。

(米州)

米国では、政策の不透明感があるものの、民間設備投資および資源関連向けの投資需要が好調に推移しました。その結果、売上高は6,043百万円（前年同期比10.2%増）となりました。利益面では6百万円の営業損失（前年同期は78百万円の営業損失）となりました。

(中国)

中国経済において、成長の中核となるEV等の自動車、半導体、ロボット産業等の設備投資需要に牽引され、売上高は1,607百万円（前年同期比14.5%増）となりました。営業利益は190百万円（前年同期比21.5%増）となりました。

(アジア)

アジア全体での旺盛な需要を捉えると共に、昨年度から継続する大型プロジェクト案件が寄与したことにより、売上高は1,425百万円（前年同期比75.4%増）、営業利益は219百万円（前年同期は16百万円の営業損失）と改善いたしました。

(欧州)

地域全体の設備投資需要の高まりに加え、積極的な拡販施策を実施した結果、売上高は611百万円（前年同期比25.0%増）となりました。利益面では5百万円の営業損失（前年同期は6百万円の営業損失）となりました。

(その他)

売上高は500百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益は5百万円（前年同期は11百万円の営業損失）となりました。当セグメントにつきましては現在、豪州のみで構成されております。

財政状態

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は59,740百万円と前連結会計年度末に対し2,114百万円減少いたしました。これは、現金及び預金の減少1,402百万円、受取手形及び売掛金の減少979百万円等によるものです。

負債合計は35,848百万円と前連結会計年度末に対し2,308百万円減少いたしました。これは、未払費用の減少821百万円、未払法人税等の減少443百万円、引当金の減少500百万円等によるものです。

純資産合計は23,891百万円と前連結会計年度末に対し194百万円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加200百万円、為替換算調整勘定の増加66百万円、非支配株主持分の減少66百万円等によるものです。

(2) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は243百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,048,200	27,048,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	27,048,200	27,048,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第15回新株予約権	
決議年月日	2018年5月29日
新株予約権の数(個)	300
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,394 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年5月30日～2028年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,394 資本組入額 1,197
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

新株予約権の発行時(2018年5月30日)における内容を記載しています。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2018年5月30日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月1日～ 2018年6月30日		27,048,200		3,976		5,199

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2018年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,659,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,387,500	203,875	
単元未満株式	普通株式 1,600		
発行済株式総数	27,048,200		
総株主の議決権		203,875	

【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	6,659,100		6,659,100	24.62
計		6,659,100		6,659,100	24.62

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,780	9,378
受取手形及び売掛金	1 11,447	1 10,467
商品及び製品	10,673	11,651
仕掛品	1,748	1,363
原材料及び貯蔵品	3,081	3,211
その他	1,287	1,093
貸倒引当金	43	42
流動資産合計	38,975	37,122
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,473	4,403
機械装置及び運搬具（純額）	4,823	4,671
その他（純額）	2,252	2,135
有形固定資産合計	11,549	11,210
無形固定資産		
のれん	1,926	1,919
その他	4,914	4,976
無形固定資産合計	6,841	6,896
投資その他の資産		
投資有価証券	1,312	1,503
繰延税金資産	1,727	1,441
その他	1,448	1,566
投資その他の資産合計	4,488	4,511
固定資産合計	22,879	22,618
資産合計	61,854	59,740

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 6,143	1 6,563
短期借入金	1,506	1,589
1年内返済予定の長期借入金	4,212	4,339
未払費用	1 2,949	1 2,128
未払法人税等	795	352
引当金	1,126	626
その他	1 1,880	1 1,225
流動負債合計	18,616	16,825
固定負債		
長期借入金	15,731	15,391
役員退職慰労引当金	211	205
退職給付に係る負債	2,407	2,463
その他	1,190	962
固定負債合計	19,541	19,023
負債合計	38,157	35,848
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,210	5,213
利益剰余金	18,674	18,874
自己株式	5,749	5,731
株主資本合計	22,111	22,331
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	106	130
為替換算調整勘定	724	791
退職給付に係る調整累計額	228	263
その他の包括利益累計額合計	602	658
新株予約権	48	33
非支配株主持分	935	868
純資産合計	23,697	23,891
負債純資産合計	61,854	59,740

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
売上高	11,919	13,441
売上原価	7,823	8,613
売上総利益	4,096	4,827
販売費及び一般管理費	3,558	3,835
営業利益	538	992
営業外収益		
作業くず売却益	7	12
その他	31	46
営業外収益合計	39	58
営業外費用		
支払利息	98	93
為替差損		33
持分法による投資損失	91	34
その他	35	74
営業外費用合計	225	236
経常利益	351	814
税金等調整前四半期純利益	351	814
法人税等	55	260
四半期純利益	407	554
非支配株主に帰属する四半期純利益	18	34
親会社株主に帰属する四半期純利益	388	519

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2017年4月1日 至2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)
四半期純利益	407	554
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	24	24
為替換算調整勘定	105	60
退職給付に係る調整額	14	34
持分法適用会社に対する持分相当額	52	14
その他の包括利益合計	63	35
四半期包括利益	343	589
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	340	575
非支配株主に係る四半期包括利益	3	14

【注記事項】

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

新基幹システムの本格稼働により、たな卸資産のより精緻な管理が実現可能となったため、たな卸資産の定義を見直ししております。この見直しを反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表の組み替えを行っております。この結果、「商品及び製品」12,209百万円、「仕掛品」1,815百万円、「原材料及び貯蔵品」1,478百万円と表示しておりましたたな卸資産は、「商品及び製品」10,673百万円、「仕掛品」1,748百万円、「原材料及び貯蔵品」3,081百万円として組み替えております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理について、当社においては満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、期末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2018年6月30日)
受取手形及び売掛金	25 百万円	2 百万円
支払手形及び買掛金	807 百万円	796 百万円
未払費用	106 百万円	81 百万円
その他(流動負債)	6 百万円	88 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
減価償却費	474百万円	580百万円
のれんの償却額	81百万円	80百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	284	14.00	2017年3月31日	2017年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	367	18.00	2018年3月31日	2018年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	3,347	5,466	1,323	812	489	480	11,919		11,919
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,581	20	81				2,683	2,683	
計	5,928	5,486	1,404	812	489	480	14,603	2,683	11,919
セグメント利益 又はセグメント損失()	1,202	78	156	16	6	11	1,247	708	538

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 708百万円には、セグメント間取引消去 151百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 557百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	3,392	6,010	1,501	1,425	610	500	13,441		13,441
セグメント間の 内部売上高又は振替高	3,717	33	106	0	0		3,858	3,858	
計	7,110	6,043	1,607	1,425	611	500	17,299	3,858	13,441
セグメント利益 又はセグメント損失()	1,361	6	190	219	5	5	1,764	772	992

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 772百万円には、セグメント間取引消去 309百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 462百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	19円14銭	25円48銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	388	519
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	388	519
普通株式の期中平均株式数(株)	20,311,974	20,395,771
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19円07銭	25円33銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	77,299	121,341
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第14回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 2016年6月21日 取締役会決議日 2017年5月30日 (1) 新株予約権の数 500個 (2) 新株予約権の目的となる 株式の種類及び株式数 普通株式 100,000株 (3) 新株予約権の行使時の払 込金額 1,206円 (4) 新株予約権の行使期間 2019年5月31日 ~ 2027年5月30日	第15回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 2017年6月21日 取締役会決議日 2018年5月29日 (1) 新株予約権の数 300個 (2) 新株予約権の目的となる 株式の種類及び株式数 普通株式 60,000株 (3) 新株予約権の行使時の払 込金額 2,394円 (4) 新株予約権の行使期間 2020年5月30日 ~ 2028年5月29日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月10日

株式会社キトー
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 守

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。